

令和 7 年 3 月

第 139 回丹波市議会定例会

議員提出議案書

発議第 2 号

丹波市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

丹波市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 27 日 提出

提出者 議会運営委員会  
委員長 西本 嘉宏

丹波市条例第 号

丹波市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

丹波市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年丹波市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 10 項中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 12 条第 5 項中「及び第 29 条」を削り、同項の表中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改める。

第 17 条第 2 項第 1 号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第 18 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章において」及び「この章及び第 48 条において」を削る。

第 27 条第 2 項中「この章において」を削る。

第 31 条第 2 項中「この章及び第 48 条において」を削る。

第 32 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 38 条第 1 項ただし書中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章及び第 48 条において」を削る。

第 39 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 48 条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。